

## 本号で公布された条例のあらまし

特定非営利活動促進法の施行に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第三号）（共助社会づくり課）

### 一 趣旨

住民基本台帳法の一部改正に伴い、規定の整備を行う。

### 二 内容

引用している条項のずれの整理

### 三 施行期日

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）第二条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の六に一項を加える改正規定及び第三十条の七に一項を加える改正規定の施行の日から施行する。